

B－５）引き算の景観改善事業

利用拠点の景観を良好なものに改善する、以下のア～エのいずれかの事業。

ア．無電柱化

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（公道上の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の地上における設置を抑制し、及び地上の電柱又は電線を撤去する事業。

イ．通景伐採

利用拠点においてシンボルとなっている山岳や海、湖等への展望の妨げとなっている木竹を伐採する事業。

ウ．景観を阻害する工作物の撤去・移設

利用拠点においてシンボルとなっている山岳や海、湖等への展望の妨げとなっている工作物を撤去または移設する事業。

エ．駐車場の緑地化

既存の公園利用者向けサービスを行う施設の駐車場について、その全部又は一部の舗装を撤去し、跡地で芝生化、植栽または美装化整備を行う事業。

【引き算の景観改善事業の条件等について】

B－５）ア．無電柱化

私有地および公有地にある電柱を対象とします。公道上にある電柱は事業の対象外となります。

B－５）イ．通景伐採

展望の妨げとなっている木竹の伐採と併せて、隣接する不良木の伐採及び剪定を行うものも対象とします。

対象とする木竹の所有者に許可を得ていない事業は対象外となります。

伐採を全く行わず、剪定のみ行うものは対象となりません。

B－５）ウ．景観を阻害する工作物の撤去・移設

建築物については、対象外とします。

建築物の撤去を行う場合は、B－１）廃屋撤去事業またはB－６）利用拠点滞在環境改善事業を活用して下さい。

対象とする工作物の所有者に許可を得ていない事業は対象外となります。

B－５）エ．駐車場の緑地化

舗装の撤去を行わない事業については対象外となります。

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

【国立公園等利用拠点上質化整備事業（B-5事業含む）の条件等について】

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

- ◇ 令和8年度については、「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれかの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和9年度に整備事業の応募申請を行う。
- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。

各計画に関しては、公募要領3ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

B-5) ア. 無電柱化

補助対象経費は、以下とします。

- ・無電柱化に伴う設備、機器類（管路、特殊部、人孔、分岐桙、引込管路、引込設備、連系管路、連系設備、ケーブル類、地上機器、柱状型機器）
- ・軒下・裏配線に伴う設備、機器類（管路、ケーブル類、柱状型機器、電柱）
- ・その他これらに付随して生じるもの（支障移設、電柱の移設・撤去）
- ・電柱により支持される通信線の撤去、埋設に係る工事

B－5）エ. 駐車場の緑地化

補助対象経費は、以下とします。

- ・既存駐車場の舗装、防護柵、排水設備、歩車道境界ブロックの撤去
- ・撤去跡地の植栽、芝生化
- ・撤去跡地の美装化（自然色アスファルト、コンクリート、石張り、平板ブロック、インターロッキングブロック、照明整備、防護柵、排水設備、歩車道境界ブロック、植樹柵、区画線、その他美装化のために必要な事業）

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（B－5 事業）
- ・（様式第 1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙 1－6） B－5）引き算の景観改善事業 実施計画書
- ・（別紙 2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙 3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙 4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 - ＊積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙 2－2 経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・整備内容に関する補足資料
 - ＊整備場所の位置図、各種図面（設計図、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・承諾書等
 - ＊申請者と土地及び整備対象の所有者が異なる場合、土地及び整備対象の所有者が複数いる場合は承諾書を添付すること
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）
 - ＊整備対象の現状が把握できる写真に加え、景観を阻害していることが把握できる写真を添付すること
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画
 - ※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。
 - ※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。
 - ※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1 別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。